

## 司法試験予備試験に関する法科大学院に対するアンケート調査回答結果(概要)

文部科学省において、全ての法科大学院を対象に、予備試験を利用して法曹を目指す学生の動向等に関する状況について、自由記述により調査を実施。

### 調査結果全体について

予備試験に対する懸念を回答した大学： 54校/73校 (70%)

上記のうち司法試験の累積合格率が全国平均以上の大学： 12校/15校 (80%)

#### 【参考：平成25年予備試験に関する状況】

出願時所属	受験者	合格者
司法試験の累積合格率が全国平均以上の15校について		
学部	1,609人	97人
法科大学院 (学生数4,403人)	952人 (22%)	141人 (3%)
司法試験の累積合格率が全国平均の半分未満の23校について		
学部	113人	1人
法科大学院 (学生数1,227人)	123人 (10%)	2人 (0.2%)

※司法試験委員会会議(第98回)配付資料及び文部科学省調査のデータに基づき作成。なお、法科大学院の学生数は平成24年4月1日現在のもの。

### 1. 法科大学院教育全体に与える影響

#### 【予備試験が主流という認識、プロセスとしての法科大学院教育の軽視】

- ・今後、法曹をめざす学生のうち優秀な学生は予備試験合格による司法試験受験の道を選択し、それに伴って、各法科大学院の入学試験では、一部の上位校へ向かって合格者の吸い上げが加速し、閉校を余儀なくされる法科大学院がますます増加し、法科大学院を取り巻く状況は激変するものと考えられる。
- ・法科大学院に入学してきた学生も予備試験を受験する準備を進めていることから、本来の法科大学院教育において基本となる「プロセス」を重視する思考がなかなか身に着かず、短絡的に結論だけを求める思考様式を抜け出ることができない者が増加してきている。また、学部時代から予備試験の勉強だけをしてきた学生が法科大学院に入学することが多く、広い教養や外国語を含めた他分野の知識、さらには社会人としての基本的なマナー等に欠ける学生が増えてきている。
- ・「予備試験で受からなかった人が行くのがロースクール」という印象が定着し、予備試験の拡大によって、法科大学院教育は崩壊寸前の状況にあるといっても過言ではない。

### 【受験対策意識が強くなりつつある現状】

- ・法科大学院教育と完全に矛盾するわけではないものの、受験対策意識が強くなり、優れた法曹養成という視点が弱くなっていくとの懸念がある。
- ・予備試験の利用者増により、法科大学院制度の本来の趣旨であるプロセスによる法曹養成の理念から離れ、司法試験に受ければよいという風潮を醸成している。

### 【幅広い教育を行うという法科大学院教育の理念の実現に支障】

- ・学部段階で予備試験に合格して、法科大学院に入学しないで自宅学習で司法試験の準備をする者がいるようであるが、優秀な学生に（基礎法学・隣接科目も含めて）幅広く奥行きのある教育を行うという法科大学院の理念が実現できなくなる。

### 【予備試験で問われる範囲と法科大学院教育の範囲との不整合】

- ・予備試験においては基礎法学などの知識・知見をどのようにはかっているのか不明であり、同じ司法試験受験資格を与える制度として法科大学院制度と司法試験予備試験制度はバランスを失している。

## 2. 法科大学院の授業・教育活動に与える影響

### 【予備試験の実施日やその直前期に出る影響】

- ・予備試験実施日と法科大学院の授業日が重なった場合に法科大学院学生のかなりの数が必修授業を欠席した例がある。
- ・予備試験の日程と重なるとの理由で、授業日の調整、授業の欠席許可を要望した学生がいる。
- ・予備試験実施日程前後に法科大学院学生が欠席する、予習が疎かになり、数が大きくなれば悪影響が強く懸念される。

### 【学生の授業等に対する取組の変化】

- ・法科大学院の授業と平行して予備試験の受験準備を進めている学生が多く、本来必要な授業の予習・復習が疎かになっている者が見られる。このため、問題解決に至る柔軟な思考を養う対話型のソクラテス・メソッドによる授業が、十分な効果を発揮できない状況も散見される。

- ・法科大学院では必ず履修すべきものとされている「基礎法学・隣接科目」「展開・先端科目」が予備試験の科目として置かれていないため、予備試験ルートの方が勉強すべき範囲が狭い。このことが法科大学院においても『基礎法学・隣接科目』および『展開・先端科目』を軽視する傾向が広まる要因となっている。
- ・法曹資格取得のためのショートカットとして予備試験受験の意向を示す者は一定数おり、授業への影響（予習不足、受験情報の流布等による浮足立った雰囲気など）が生じ始めている。
- ・予備試験受験・合格により法科大学院を早期に退学することを目指している学生もおり、法科大学院で準備・提供される学習への意欲が全般的に低く、法科大学院教育全体に対しても積極的に関わらない傾向が現われつつある。

### 3. 学生に与える影響

#### 3-1. 入学前の学部生に与える影響

##### 【法科大学院志願者の減少】

- ・予備試験の受験者数の増加と反比例して、法科大学院の受験に必要な法科大学院統一適性試験の受験者が減少し、したがって、法科大学院の入学試験の受験者数が減少している。受験者の減少は、法科大学院のうち中堅以下の法科大学院に大きな影響を与えている。
- ・最大の影響は、司法試験を目指す学生が法科大学院より予備試験の方がよいと判断して、法科大学院への進学を目指さなくなっていることである。現在では、多くの学生の意識は、まず予備試験を第一に考え、法科大学院への進学は、予備試験に合格しなかったときか、あるいは自分で勉強することに自信が持てない法科大学院で教えてもらいたいと考える学生に限られる傾向が出ている。そのため、減少傾向にある法科大学院の志願者数が、輪をかけて減少することになり、法科大学院において志願者を確保することが非常に難しくなっている。
- ・相当数の法曹志望者が法科大学院への進学を選択肢から外し、予備試験受験へ流れている動向があるものと感じている。

##### 【学部学生の進路選択に与える影響】

- ・学生が、法科大学院に進学するよりも学部で留年するという選択をすれば、学部教育に対して新たなゆがみを生じる契機となりうる。
- ・予備試験合格ルートの方が就職に有利と考え、学部3年生で法科大学院への飛び級合格を辞退して、予備試験の準備を進めている学部生もいる。

### 【優秀な学生の確保が困難】

- ・優秀な学部生が予備試験を目指し、法科大学院に進学しなくなる傾向にあり、法学既修者の確保が困難になっている。

## 3-2. 法科大学院在学中の学生に与える影響

### 【成績のよい学生が受験対策を行っている実態】

- ・予備試験が併存している関係で、法科大学院在学中の中で、とくに成績のよい学生を中心に、予備試験の受験準備を行う傾向が広く認められる。こうした学生の準備活動は、法科大学院の教育課程が予定している学修以外の作業に時間を消費させる結果となっており、法科大学院教育の深化を妨げている。

### 【他の学生に与える不安感、焦燥感などの影響】

- ・試験対策に特化された勉強のみに専念してきた受験生と競争することを法科大学院修了生が求められることは、法科大学院生全体に本来不要な焦燥感を与えることになっている。
- ・クラス内に予備試験合格者、あるいはさらに予備試験合格にもとづく司法試験合格者がいると、それ以外の学生の中に、日々の勉強のしかたや修了後の進路について過度かつ無用の不安を抱く者がいる。

### 【休学者、退学者の存在】

- ・予備試験合格を機に休学して、事実上大学施設の利用を続けた上で司法試験を受験し、合格した暁に退学したい、との希望を申し出たケースがある。

### 【模擬試験として活用されている実態】

- ・予備試験は、法科大学院在校生にとって自分の実力を知るための方法として使われている側面がある。

## 予備試験に関する追加調査結果（概要）

平成 25 年予備試験の受験者（出願時の自己申告に基づく）がいる法科大学院 66 校に対し、平成 26 年 3 月 1 日現在の状況を調査した。

### ■予備試験に係る学生の動向の把握状況

**質問** アンケート等により、「予備試験を今後受験する予定のある学生（既に受験したことがある学生が再受験する場合も含む）」、「既に予備試験を受験した学生」、「既に予備試験を受験し、合格した学生」、「予備試験合格後、司法試験を受験した学生」、「予備試験合格後、司法試験を受験し、合格した学生」を把握していますか。把握していないと回答された場合、把握していない理由を御教示ください。把握していると回答された場合、どのような理由、方法により把握することができたか、その内容を御教示ください。

区分	把握している※	把握していない
予備試験を今後受験する予定のある学生 （既に受験したことがある学生が再受験する場合も含む）	9 校（14%）	57 校（86%）
既に予備試験を受験した学生	19 校（29%）	47 校（71%）
既に予備試験を受験し、合格した学生	22 校（33%）	44 校（67%）
予備試験合格後、司法試験を受験した学生	9 校（14%）	57 校（86%）
予備試験合格後、司法試験を受験し、合格した学生	13 校（20%）	53 校（80%）

※一部のみ把握している場合を含む。

#### 【把握している場合、その方法】

- 学生との会話・面談
- 学生の自己申告
- 授業欠席、退学・休学の理由
- 奨学金返還の必要性や施設利用の可否に関する問合せ
- 在学生に対するアンケート
- 司法試験委員会会議資料

#### 【把握していない場合、その理由】

- 予備試験受験は学生の自由であるため
- 予備試験受験は学外の活動につき、把握することは極めて困難であるため
- 予備試験合格等を理由に退学した者等はいないと考えられ、大学として把握する必要がないため
- 在学生は少数につき、該当する学生がいればすぐに判明すると考えられるため
- 把握しようとする、予備試験受験を奨励していると思われるなど、在校生への影響が危惧されるため
- 既に学生募集停止を決定しており、予備試験が入試等に及ぼす影響がないため

## ■学生が予備試験を受験する理由の把握状況

**質問** 学生がどのような理由で予備試験又は予備試験合格後に司法試験を受験するのか、その理由を把握していれば、その内容を御教示ください。

### 【把握している主な理由】

- 模擬試験として活用するため
- 法曹になるまでの時間・費用を節約するため
- 予備試験に合格している方が就職に有利、優秀と思われるとの認識があるため
- 予備試験で求められる内容が法科大学院の授業科目より大幅に少なく、また、授業レベルと比較してさほど高くないため
- 司法試験受験資格を得るため、法科大学院への在学を保険としつつ予備試験合格を目指すことが可能であるため
- 周囲が受験するため
- 予備試験への対応は予備校に頼る面が大きく、家庭に経済的な余裕がある学生ほど予備校に多くの費用をかけ、結果的に早く合格するサイクルができていることから、親が子供に早期に予備試験を目指すことを勧めるため
- 法科大学院の教員又は学部の司法試験受験団体が予備試験の受験を奨励しているため
- 法科大学院の厳格な成績評価基準により、法科大学院を進級・修了できなかった場合に備えるため

## ■予備試験を受験する学生が教育に与える影響の把握状況

**質問** 予備試験又は予備試験合格後に司法試験を受験する学生が教育に与える影響を把握していれば、その内容を御教示ください。

何らかの影響を把握している 31校 (47%) / 把握していない 35校 (53%)

### 【把握している主な影響】

- 優秀な法学部生が法科大学院に進学しない
- 法科大学院受験者が減少してきている点について、予備試験の影響を否定できない
- 法学部生は予備試験と法科大学院の入学試験を併願し、予備試験に合格しなかった者が法科大学院に進学する傾向が鮮明
- 予備試験組がエリートであるという意識が学生に広がり、学生が法曹としての能力を「どの経路を通過して法曹になったのか」という視点だけから評価する傾向が強くなっている
- 法学部の期末試験の答案を見ると、授業内容とは無関係に、表現ぶりまでほとんど同一の答案がこの数年増加しており、予備校での受験勉強が早期化していると考えられる
- 学生の中では、法科大学院での学修よりも予備試験の受験準備を優先し、理論と実務の架橋や幅広い素養を持った法曹を養成するプロセスとしての法科大学院教育を軽視する傾向が顕著
- 予備試験実施日の前後になると、授業の欠席者や予習が不十分な者、課題に真剣に取り組まない者等が見られる

- 今後、予備試験受験が広がり、合格者が増えると、学生が予備試験の受験準備に注力し、法科大学院教育の効果的な実施が困難又は無意味になる懸念がある
- 司法修習が短縮される代わりに法科大学院で実務基礎科目を履修させることとなっていたが、それに真剣に取り組まないことで、実務法曹としての資質に不足が生じる懸念がある
- 司法制度改革において養成を目指した実務法曹とは異なる人材を社会に大量に輩出する可能性に懸念がある
- 優秀な学生ほど予備試験から司法試験に進んで合格し、法科大学院から抜けてしまい、授業における双方向性が損なわれる事態が散見される
- 予備試験受験を理由に休学する学生がいる
- 予備試験を受験する予定がある学生のうち半数以上が、予備試験合格後に司法試験にも合格した場合、法科大学院を退学すると回答している
- クラス内に日々の勉強の仕方や修了後の進路に対する不安が広がる

## ■予備試験を受験する学生が教育に与える影響の改善に向けた対応状況

**質問** 予備試験又は予備試験合格後に司法試験を受験する学生が教育に与える影響があると回答された場合、そのような影響を改善するために具体的な対策を講じていますか。対策を講じていると回答された場合、具体的な対策の内容を御教示ください。対策を講じていないと回答された場合、講じていない理由を御教示ください。

(何らかの影響を把握している旨を回答した法科大学院 31 校のうち)

何らか対策している 5 校 (16%) / 対策していない 26 校 (84%)

### 【対策している場合、その内容】

- 法科大学院を修了するメリットが大きいことを学生が理解できるよう、充実した法科大学院教育を実施する
- 制度自体に根本的原因があり、対策には限界がある中で、予備試験合格者の奨学金返還の必要性や施設利用の可否、修了生支援の扱いに関し、講ずるべき措置を検討している

### 【対策していない場合、その理由】

- 個別の法科大学院にできることは充実した法科大学院教育を実施することに尽き、対策には限界があり、予備試験の問題については制度全体で捉えるべきものと考えられるため
- 誰でも受験できる予備試験について、学生が在学中に受験することに対し、制限を課すことは困難であるため
- 有効な対策がないため
- 予備試験受験者を把握する方法がないため
- 予備試験が法科大学院教育に与える悪影響を証明するデータを持っていないため
- まだ教育上の大きな影響が出ていないため
- 現時点で具体策を講じていないが、今後、検討する予定
- 具体策を講じることで、逆に在学生の予備試験への関心を助長することが危惧されるため